

2. 同和問題の解決をめざして

I 同和問題を正しく理解するために

「同和問題をいまさら取り上げる必要はないだろう。かえって知らない人にまで、差別を教えることになるのでは……、そっとしておけば、差別は自然になくなるのではないだろうか。」これは、“寝た子を起こすな”という考え方です。

部落差別は、いまだ完全に解消していません。現実には根強く残っています。仮に、この問題について知らない人がいたとしても、知らないで済まされる問題ではありません。

何も知らない人が、間違った内容で知らされたらどうでしょう。何の抵抗もなく誤った知識を受け入れてしまうのではないのでしょうか。これでは、何も知らないことがかえって差別を黙認し、助長することにつながります。

同和問題を正しく理解し、また部落差別の不当性を知り、社会の中に根強く残っている偏見を積極的に取り除き、一日も早く部落差別をなくすことが、私たち一人ひとりの課題といえます。

(1) 同和問題とは

同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に起因する人権問題です。身分制度が廃止された現代社会において、被差別部落（同和地区・対象地域）の出身者が、偏見に基づく差別により、著しく基本的人権を侵害され、とくに近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、重大な社会問題です。

例えば、被差別部落に生まれ育ったというだけで、本人の人柄や能力とは関係なく、交際を避けたり、結婚を取りやめたり、就職を拒んだりするといったことが現実起きています。

同和对策審議会答申（昭和40年）では、多種多様な形態で現れる部落差別を心理的差別と実態的差別の二つに大別しています。

心理的差別とは、人々の観念や意識のうちに潜在する差別であり、封建的身分の^{せんしょう}賤称を使って侮辱する、偏見によって交際や結婚、就職などを拒むといった行動にあらわれる差別です。

実態的差別とは、被差別部落の人々の生活の上であらわれている差別のことです。例えば、就職・教育の機会均等が実質的に保障されずに、劣悪な生活環境、低位な教育・文化水準、不安定な職業、高い生活保護受給率など形にあらわれる差別です。

この心理的差別と実態的差別が、相互に作用することにより、差別を助長する結果となっています。

同和問題の早期解決のため、同和対策審議会答申をきっかけに昭和44年に同和対策事業特別措置法が制定されましたが、その後数度の法変遷を経て平成14年3月31日をもって33年間にわたった法的措置は終了しました。特別措置法に基づく特別対策を中心として実施してきた各種施策によって、生活環境などに見られる実態的差別は相当程度解消されてきました。しかし、結婚や就職等に際して生じる差別事案は依然として存在しており、平成28年12月16日に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」では、私たち一人ひとりが同和問題への理解と認識をより一層深め、国及び地方公共団体を含め全体で人権が尊重される社会をつくっていくことが求められています。

では、私たちのまわりはどうでしょう。非合理的な因習的差別意識が、現在でも根強く残っています。因習をただ受け入れるのではなく、冷静に科学的に判断して、自分の周囲にある差別や偏見に気づき、それをなくしていくことが同和問題解決の第一歩となるのです。

Ⅱ 部落差別の起こりから解放へのあゆみ

被差別部落（同和地区・対象地域）がどのようにつくられたのか、被差別部落の人々はどのようにして差別と闘ってきたのかを正しく知り、考えていくことは、部落差別を一日も早く解消するために大切なことです。

ここでは、部落差別の起こりから解放へのあゆみについて考えてみましょう

（１）部落差別の起こり

豊臣秀吉の時代を経て、全国統一をした徳川家康は、慶長8年（1603年）に、江戸に幕府を開きました。家康や大名たちは支配の座に就くと民衆に対して政治的、経済的に多くの制圧を加えて専制支配体制を整えていきましたが、その典型的なものが身分制度です。

支配者である武士身分、被支配者である百姓・町人などの平人身分、さらに被差別身分とされた「えた」「ひにん」などの身分が定められました。

こうした身分制度は、身分の固定化を図るとともに、職業、居住の自由をも束縛するといったもので、なかでも被差別部落の人々は、生活環境の悪い地域に住むことや、特定の職業に就くことを強要されていました。

特に、役人足といった下級司法警察や処刑の手伝いをする仕事は、治安維持のための労役で、

犯罪捜査や農民の不穏な空気を探索する役目を負っていました。さらに、一揆が発生すると鎮圧の先兵も担っていました。

こうした幕府の政策は、被差別部落の人々と、農民をはじめとした多くの人々との間に深い溝をつくり出し、差別感、違和感などをかきたてるようになりました。

（２）差別との闘い

この身分制度は江戸時代の中頃から強まり、被差別部落の人々は、衣服の制限をはじめ、祭礼から締め出されるなど厳しい差別を受けていました。しかし、幕末になると、被差別部落の人々の意識に変化が生じていきます。例えば、皮革や草履づくりを通して経済的な力を蓄えた被差別部落の人々が、百姓が手放した農地を取得するなど、権利の獲得、権利の主張を意識する動きが各地で顕著になってきたのです。このように、被差別部落の人々は、厳しい現実の中で、差別に抵抗し、平等を求めて行動する思想を身に付け始めていました。

そうした中で、安政３年（１８５６年）岡山藩で起こった^{しびぞめ}渋染一揆は、被差別部落の人々が、人間らしく生きるために立ち上がった代表的な出来事です。

これは、幕府や藩の財政状況が厳しくなる中、岡山藩の発令した俵約令が、被差別部落の人々に対して、「着物の類は無紋・渋染・^{あいぞめ}藍染に限る」、「他村へ行くときは下駄を履くことは許さない」など不当な差別を強いるものであったため、被差別部落の１５歳から６０歳までの男子数千人が集結し、藩の軍勢と対決したという一揆です。この渋染一揆は、指導者が獄死するなどの犠牲を払いながらも、俵約令の空文化に成功した、幕末における圧政への闘争として注目すべきものであり、その後の解放を願う人々の心の励ましとなりました。

一方、武蔵国では、天保１４年（１８４３年）、武州鼻緒騒動が起きました。事の発端は、被差別部落の鼻緒売りと百姓による鼻緒の売買をめぐる口論であり、近郷の百姓や被差別部落の人々を巻き込んだ身分と身分の争いにまで発展しました。この騒動では、大里、比企、入間、北足立、青梅など周辺部落から約５００人が武装して集まり、大規模な抵抗活動を行いました。部落側にとっては、命を懸けた差別への闘いだったのです。結果として、被差別部落の２５２人が逮捕され、うち９７人は江戸送りとなり、勘定奉行所から重い刑罰を科せられました。それに対して、町人・百姓は世間を騒がせた責任としての過料だけでした。

また、安政６年（１８５９年）には、江戸山谷にある真崎稻荷に参詣に出かけた被差別部落の若者が、社がけがれるとの理由で殺される事件が起きました。幕府は、「被差別部落の人の身分は、平人の７分の１に相当するから、７人殺さなければ１人の下手人も出すことはできない」と被差別部落の人々に対する厳しい差別的扱いをしています。

（３）解放令の矛盾と新たな身分差別

慶応４年（１８６８年）、江戸幕府が倒れ、明治時代になると、政府は近代化政策を進めます。明治４年（１８７１年）８月２８日、いわゆる解放令が出されました。しかし、これは単に^{せんしやう}賤称の廃止と職業選択の自由を宣言したのにとどまり、経済的な支援などではなく、被差別部落の人々の真の解放を保障するものではなかったのです。それは、華族、士族、平民などの新しい身分制度をつくり上げたことから理解されます。

むしろ、被差別部落の人々の職業が資本主義経済の自由競争にさらされ、ますます苦しい生活を余儀なくされてしまいました。

さらに、明治５年（１８７２年）には、わが国で最初の全国的な戸籍である^{しんしん}主申戸籍がつけられましたが、これには、解放令で平等となったはずの被差別部落の人々について、廃止されたはずの賤民であることが分かる表現が記載されるという新たな差別が生み出されました。

こうした解放令の矛盾と新たな身分制度が、今日まで部落差別を残す結果となったのです。

（４）全国水平社の結成

明治時代中期、自由民権運動の影響を受けて、被差別部落の改善向上を目指す融和的な取り組みが行われてきましたが、不当な差別を積極的に排除するまでには至りませんでした。

大正時代になって、被差別部落の人々が団結し、自らの力で解放を勝ち取ろうという解放運動が始まりました。

大正７年（１９１８年）に全国に広がった米騒動の後、労働運動や農民運動が活発になり、被差別部落の人々の間にも、恩恵的な融和運動や改善事業を不満として、自らの手で完全解放をめざす運動の機運が盛り上がってきました。

そして、大正１１年（１９２２年）３月３日、京都市岡崎公会堂で全国各地から集まった代表数千人によって“全国水平社”が結成されました。

大会では、それまでの長い歴史の中で、差別され迫害されてきた被差別部落の人々が、自らの団結の力で解放を成し遂げることを宣言しました。“人の世に熱あれ、人間に光あれ”で結ばれる「水平社宣言」は、わが国の歴史上初めての人権宣言であるといわれています。

この水平社運動は、急速に全国へと広がり、同年４月には、地方水平社としては全国で京都に続き２番目となる、埼玉県水平社が結成されました。

この解放運動は、部落差別がいかに不当であるかを社会に認識させるなど、その役割は極めて大きいものでした。

その後も、完全な解放をめざして組織的な運動が進められてきましたが、太平洋戦争が始ま

ると、戦争への積極的な協力が強制され、干渉と妨害が加えられました。

しかし、戦争中も部落解放運動は続き、水平社運動を引き継いで戦後の解放運動へと発展していきました。

（５）被差別部落の人々が果たしてきた役割

被差別部落の人々は、社会の中で長い間差別されながらも、人々の生活に欠かすことのできない重要な仕事を行い、社会の発展に大きな役割を果たしてきました。

１つ目は、町や村の警備や強盗など犯罪人の取り締まり、溜池ためいけや用水路の管理など社会環境維持の仕事です。

２つ目は、日常生活に欠かせない品々の生産で、例えば、草履づくり、死んだ牛馬からの皮革製品づくり、薬の製造です。また、それらの仕事に精通した人が医者となることもありました。

３つ目は、今も伝えられている素晴らしい芸能、文化の創造及び発展です。

また、被差別部落の人々は、これらの仕事を通して社会を支えただけではなく、民衆の権利を守るため、先頭に立って闘ってきました。

戦前の地主制度の中では、高い小作料から小作人の生活と権利を守るために、農民組合の中心的な担い手として、小作争議の勝利に貢献し、大正時代に起きた米騒動の時にも大勢の人々が力を合わせて闘いました。また、戦後の農地改革においても、先頭に立って農地解放に努めました。

このように、被差別部落の人々は、自らの力で差別と闘い、生活の向上や民主主義と人権確立のため、重要な役割を果たしてきました。

Ⅲ 戦後の部落解放運動と同和対策の推進

部落差別は、大正時代の米騒動、全国水平社の解放運動を契機として重大な社会問題として認識されました。そして戦後、解放運動は、昭和２６年に京都市で起きた「オールロマンズ事件」を契機に飛躍的な発展を遂げました。

これは“オールロマンズ”という雑誌に、被差別部落などを不当に描いた京都市職員の小説が掲載された差別事件ですが、これにより、被差別部落には生活の改善や向上を図る施策が、これまで行われていなかったということがわかりました。

そして、部落解放運動は、部落差別を放置してきた責任は行政にあることを明らかにし、市

民的権利を行政的に完全に保障させようとしていくものでした。

（１）部落解放運動団体の結成と行政施策の推進

戦後、部落解放運動再建の気運が高まり、昭和21年、部落解放全国委員会が結成され、新たな運動がスタートしました。

そして、昭和32年、解放運動を進める諸団体により「部落解放国策樹立要請国民会議」が結成されました。これは、“部落の解放は被差別部落の人々自身が、近代的市民としての権利意識に目覚め、自覚し、立ち上がることが第一歩である”とし、“国及び地方公共団体が、憲法に規定された基本的人権の尊重の精神にそって、被差別部落をも含めて、国民の諸権利を実現するための行政的施策を推進することが必要”であるとして結成されたものです。

このような戦前の水平社の伝統を受け継いだ部落差別をなくす運動が、国民の支持を得ながら大きく盛り上がっていきました。

政府は同和問題の重要性を考え、昭和28年度に隣保館設置経費の予算、昭和31年度には共同浴場設置の予算を計上するなど、環境改善対策等の施策を推進していきました。

しかし、施策は部分的な改善事業にとどまり、根本からの総合的な対策を望む声の強まりを受け、政府は昭和33年、内閣に「同和問題閣僚懇談会」を設け、関係各省の行政施策に同和対策を採り入れることとなりました。

その後、昭和35年には、政府機関として同和問題を本格的に審議する「同和対策審議会」を設置、昭和40年には、同審議会から「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」についての答申が出されました。

答申の前文では同和問題を「人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題」として、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題であると述べています。

また、同和問題の本質について、「日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題」と述べています。

また、現代における部落差別の核心について、「近代社会における部落差別とは、ひとくちに言えば、市民的権利、自由の侵害にほかならない。市民的権利、自由とは、職業選択の自由、教育の機会均等を保障される権利、居住および移転の自由、結婚の自由などであり、これらの権利と自由が同和地区住民にたいしては完全に保障されていないことが差別なのである。これ

らの市民的権利と自由のうち、職業選択の自由、すなわち就職の機会均等が完全に保障されていないことが特に重大である。なぜなら、歴史をかえりみても、同和地区住民がその時代における主要産業の生産過程から疎外され、賤業とされる雑業に従事していたことが社会的地位の上昇と解放への道を阻む要因となったのであり、このことは現代社会においても変わらないからである。したがって、同和地区住民に就職と教育の機会均等を完全に保障し、同和地区に滞留する停滞的過剰人口を近代的な主要産業の生産過程に導入することにより生活の安定と地位の向上をはかることが、同和問題解決の中心的課題である」と結んでいます。

政府はこの答申を踏まえ、昭和44年に「同和対策事業特別措置法」を制定し、この法律に基づき各種施策の推進に取り組みました。

なお、この法律は、当初10年間の限時法でしたが、適用期限を3年間延長し、昭和57年3月に失効となりました。

（２）生活環境等の改善と差別意識の解消をめざして

「同和対策事業特別措置法」の失効を翌年に控えた昭和56年12月10日、「同和対策協議会」（昭和41年設置）が、内閣総理大臣及び関係大臣に対して、「今後における同和関係施策について」の意見具申を行いました。

意見具申は、「対象地域においては、生活環境、産業基盤等の改善整備についてかなりの進展が見られるのをはじめ、児童の保育、高等学校等への進学奨励等教育の充実、職業訓練等による職業の安定化等についても、相当の成果をあげており、地域住民の生活状況の改善向上に寄与するという目的を達しつつある。また、国民の同和問題に関する理解度も高まってきている。」と、これまで取り組んできた国の事業実績を評価するものでした。

しかしながら、生活環境等の改善整備の事業がなお残っていること、また、これまでの施策の内容、運営について適正化、効率化を図る必要があること等を踏まえて、「同和対策事業特別措置法」に代わる新たな法律が制定されることとなりました。そして、昭和57年4月1日、「地域改善対策特別措置法」が施行されました。この法律は、旧法による13年間の施策の反省を踏まえ、新たな視点を加え制定された、5年間の限時法でした。

また、「地域改善対策特別措置法」の制定と同時に設置された「地域改善対策協議会」（従前の同和対策協議会）は、「今後における啓発活動のあり方について」の意見具申（昭和59年6月19日）を行っています。

意見具申では、対象地域住民の生活実態、物的環境の改善は相当に進んだと評価する一方、今後の施策で差別意識の解消を図ることの重要性を述べており、また、同和対策の現状認識として、「ねたみ意識」の表面化や「こわい問題であるとの意識」の発生などに触れ、啓発活動の

効果的な推進には、同和問題について自由な意見交換ができる環境づくりと、いわゆる“えせ同和行為”の横行を排除するなどの条件整備が必要であると指摘しています。

（３）特別対策から一般対策へ

「地域改善対策特別措置法」の昭和 62 年 3 月 31 日失効にあたり、「地域改善対策協議会」（以下「地対協」という。）は「今後における地域改善対策について」を意見具申しました。これを受けて国は、新しい法律の制定を閣議決定し、新法案を国会に提出しました。

そして、昭和 62 年 4 月 1 日、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下「地対財特法」という。）が、5 年間の限時法で施行されることになりました。

この「地対財特法」は、同和対策における最終の法律とされていたことから、法期限である平成 4 年 3 月 31 日をもって、同和問題に係る国の特別対策は終了となるはずでした。

しかし、民間運動団体や地方公共団体などは、生活実態・物的環境の改善事業や心理的差別がいまだ残存していることなどを理由として、新法の制定や現行法の延長等を国に要望していました。それらの要望を受け、国は、「地対財特法」失効後の方策について、「地対協」に対し、一般施策への円滑な移行という観点からの審議を求めました。

その後、「地対協」による審議が行われ、意見具申として、法期限を迎える平成 4 年度以降も法的措置を含め適切な措置の検討を要するという、「今後の地域改善対策について」が国へ出されました。その結果、「地対財特法」は一部改正により 5 年間の法期限延長となりました。

法改正により「地対財特法」は、平成 9 年 3 月 31 日まで延長されることとなりましたが、「地対協」は、その先を見据えた今後の基本的な課題を審議するため、平成 5 年に地域改善対策協議会総括部会（以下「地対協総括部会」という。）を設置しました。

「地対協総括部会」は、総務庁の実施した同和地区実態把握等調査の結果を踏まえた、幅広い審議を行い、①依然として存在する差別意識の解消、②人権侵害された被害者の救済対応、③教育面でなお存在している較差の是正、④差別意識を生む要因を克服するための施策の適正化が課題であるとし、その背景の十分な分析及び適切な施策の必要性を「地対協」へ報告しました。

報告を受けた「地対協」は、「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について」国に意見具申を行い、それを踏まえ、政府は「同和問題の早期解決に向けた今後の方策について」閣議決定（平成 8 年 7 月 26 日）しました。結果、「地対財特法」は、法期限が再度 5 年間延長され、平成 14 年 3 月 31 日に失効となりました。これにより、33 年間にわたる特別措置法に基づき実施してきた同和対策は、特別対策から一般対策へと移行することになりました。

（４）一般対策移行後の差別解消への取り組み

「地対財特法」は失効となり、同和対策は特別対策から一般対策へと移行することになりましたが、依然として部落差別が存在するとともに、インターネット上での差別など、部落差別に関する状況は、情報化の進展により変化が生じていました。そのような状況を踏まえ、平成28年12月16日に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。

法律では、国や地方公共団体に対して、相談体制の充実、教育及び啓発、部落差別の実態調査などを求めている。現在、国及び地方公共団体は、本法律に基づき各種施策を講じ、部落差別のない社会の実現をめざしています。

一方、人権全般に係る法律制定の動きとしては、まず、平成9年3月25日に、「人権擁護施策推進法」が、5年間の限時法で施行されました。

本法律は、人権の擁護に関する施策について、国の責務を明らかにするとともに、必要な体制を整備することを目的としており、その調査審議機関として、法務省に「人権擁護推進審議会」（以下「審議会」という。）を設置することが定められました。

「審議会」は、平成11年7月29日に「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」、平成13年5月25日に「人権救済制度の在り方について」の答申を公表した後、平成14年3月24日、法律の失効に伴い消滅しました。

そして、平成12年12月6日には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行されました。本法律は、学校・地域・家庭・職場など様々な場を通じて、人権尊重の理念を深めるために、人権教育・啓発の施策を推進し、もって人権が尊重される社会の実現を図ろうとするものです。

政府は、この法律に基づき、平成14年3月、「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定しました。この計画は、人権教育・啓発に当たり取り組むべき具体的な課題として、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者・ハンセン病患者等、刑を終えて出所した人、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、北朝鮮当局による拉致問題などを掲げ、これら人権課題に対する総合的かつ計画的な推進を図るための方策を提示し、実施機関等の強化と連携並びにマスメディアの積極的な活用などを含めた内容となっています。本計画は、平成23年4月1日の一部変更を経て、現在に至っています。

Ⅳ 今も残る部落差別

（１）意識調査から見た差別

令和２年度に埼玉県が実施した「人権に関する県民意識調査」では、調査回答者約 2,700 人のうち、約 83%にあたる 2,242 人が同和問題を知っていると回答。また、「あなたは同和問題（部落差別）に関し、現在、どのような問題が起きていると思いますか」の問いに対しては、「結婚・交際で周囲が反対すること」51.6%、「差別的な言動をすること」38.3%、「就職・職場で不利な扱いをすること」36.8%、「誤った偏見から交際を避けること」29.8%、「身元調査をすること」27.4%という結果でした。

また、令和４年８月、内閣府が実施した「人権擁護に関する世論調査」では、調査回答者約 1,556 人のうち、86.5%にあたる 1,346 人が同和問題を知っていると回答。また、部落差別等の同和問題に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思うか聞いたところ、「結婚問題で周囲の反対を受けること」が 40.4%と最も高く、以下、「差別的な言動をされること」32.3%、「就職・職場で不利な扱いを受けること」27.5%、「身元調査をされること」24.3%との結果でした。

これらの調査結果からわかることは、いまだ差別が存在するという事実、特に人生の節目である結婚や就職時における差別が多いということです。例えば、結婚に際し不正に相手の戸籍謄本等を取得し同和地区出身者かどうかを調べる事件なども起きています。私たちは差別の現実を理解し、誤った偏見による差別意識をなくすために努力していかなければなりません。

同和問題は差別する人、差別される人だけの問題で、私たちとは関係ないということを耳にしますが、そうでしょうか。

部落差別によって基本的人権が侵される社会では、日本国憲法で保障されている私たちの人権が守られているとはいえません。同和問題の解決は、国民全体の基本的人権の問題であることを強く認識し、一日も早く差別のない明るい社会を実現しなければなりません。

（２）事例から見る差別

<ケース① 突然の破談通告>

同和地区に対する差別が最も顕著に現れるのは、結婚です。例えば、地区出身を理由に結婚を断るといった事例です。

同和地区出身のＡさんは３１歳の会社員。Ａさんには結婚を約束した彼女がいました。そして、ある年の１月、Ａさんは彼女の家を訪れ、父親に結婚を申し出ました。彼女の父親は小学

校の教師で、Aさんはかつての教え子でした。父親はニコニコしながら二人の結婚を承諾し、そればかりか「跡取りのいない家だから、婿に来てくれないか。それがだめなら名前はそのままでもいいから、この家に入ってもらいたい」とまで言ってくれました。Aさんは家を継ぐことになっていましたが、家族と相談し、彼女の家に入ることを決めました。

その後、二人は結納を済ませ、4月末には結婚式を挙げる予定でした。

ところが1月下旬、その日はAさんの職場の新年会で、彼女が車で迎えに来る予定でした。しかし、時間になっても彼女の迎えはなく、心配して待っていると、Aさんに電話の呼び出しがありました。電話は彼女の父親からでした。父親はAさんに対し、「娘の気が変わったから、結婚の話はなかったことにしてくれ」と言いました。Aさんが理由を尋ねても「とにかく娘の気が変わった」の一点張りで、取りつくしめありません。慌てて彼女の家に行きましたが、父親は彼を家の中に入れようともせず、「娘の気が変わった……」の繰り返しでした。そして、Aさんと彼女の婚約は破棄になりました。

その後の調査で、この出来事の前日、彼女の家族は、結婚式の出席者名簿に記載されたAさんの親戚の住所から、彼が同和地区出身者であることを知ったことが分かりました。

彼女の父親は教師です。この出来事は、同和教育の担い手であるはずの教師が起こした差別事件として、大きな問題を提起しました。

<ケース② 「隣の学校に子どもを通学させるのは反対」>

同和問題の解決の手段の一つとして、「差別を受け入れない地域社会や職場をつくること」が挙げられます。次の事例は、そのことを考えさせられる出来事です。

K町では、近年の住宅の急増によって、学校間の児童・生徒の人数に大きな格差が生じ、通学区域を変更して児童・生徒数の調整を図る必要が生じました。

そして、住民説明会において、役場から児童・生徒数の調整案についての説明がありました。この案では、町内の中学校と小学校の全てで少しずつ児童・生徒の移動が計画されていました。

問題の発言は、この住民説明会の中で起こりました。参加者の一人が「隣の学校に子どもを通学させるのは反対だ」「隣の学校には、親のいない子を預かっている福祉施設の子や同和地区の子がいる。そういう所の子どもたちとこの地区の子を一緒にするのは、教育上よくない」という趣旨の発言をしたのです。「施設の子や同和地区の子が通っている学校には、かわいい子どもは行かせたくない……」。これは明らかに福祉施設や同和地区に対する差別です。

また、問題はもう一つありました。この場にいた役場の職員や学校関係者などが誰も注意しなかったのです。ただ、閉会時に、職員が「先程の発言の中に不適切な発言がありました」とは言いましたが、どの発言を指しているか不明のまま、そのまま訂正されずに住民説明会は終了したのです。

その時点で、みんなが「今の発言は取り消すべきではないか」「今の発言は訂正すべきだ」と指摘すれば、本人は自分の発言の誤りに気付くでしょう。いや、それ以上に、差別することがいかに社会的に批判される行為か、ということに気付くでしょう。そのような指摘が行われる社会や職場づくり、これが「同和問題解決の目標」といえるわけですが、この事件はそのことを私たちに教えています。

<ケース③ 「あの人は違うんだ」>

同和問題に対して、「寝た子を起こすな」という考え方が広く見受けられますが、次の事件は、それでは問題の解決につながらないことを教えています。

H市に在住のAさん（65歳）は、長い間同和地区出身を隠して一人で生きてきました。そのAさんが病院に入院し、その時同じ病室にいたBさんと知り合いになりました。Aさんは、退院後も時々Bさんのマンションに遊びに行くようになり、その後Bさんの紹介もあってこのマンションに入居しました。入居後は、二人が独身同士ということもあり、毎日のようにお互いの部屋に行き来するようになりました。

ところが、ある時、いつものように遊びに来ていたBさんが、同じマンションに住むCさんのことを同和地区出身だという意味で「あれは違うんだから気をつけろ」と発言しました。この時Aさんは、内心嫌な気持ちになりましたが何も言えませんでした。ところがその後、Bさんはまた「何号室のDも同和だ。つき合わない方がいいぞ」などと発言しました。Bさんは、その後、同じマンションに住むEさんについても「あれもそうだったんだ」などとたびたび発言を繰り返しました。

度重なる発言にも、Aさんはそのつど我慢してきました。抗議すれば自分が同和地区出身だとわかることを恐れたのです。さらにBさんが、Aさんだけでなく、マンションのあちこちにその話をまき散らしていることが耳に入ってきました。このまま隠してはいつか自分も知られてしまうかもしれない。そうすれば自分のこともBさんに言いふらされるのではないかと考えようになり、Aさんは、実兄に相談して問題を提起したのです。

この事件は、いかに同和地区の人々が部落差別に対して黙って我慢しているかを典型的に示しています。平成5年に総務庁（当時）が行った「同和地区実態把握等調査」では、同和地区の人の3人に1人が差別を受けたことがあると回答していますが、その半数近く（47.4%）の人々は「黙って我慢した」と回答しています。同和地区の人が我慢するのは知られたくないからで、「差別だ」と抗議すれば自らも傷つくからです。

<ケース④ 「差別図書を企業が購入」>

昭和50年11月、全国の有名企業の人事担当者や結婚調査を手がける興信所などに、「部落地名総鑑」という図書の案内チラシが配られ、販売されていたことが発覚しました。

この図書には、全国の対象地区（同和地区）の所在地を旧地名と新地名で表し、その戸数や主な職業などが記載されていました。

販売された意図や購入目的は、就職や結婚に際して同和地区出身者かどうかを調べ、企業等から対象地域出身者を締め出すことが明白であり、極めて悪質なものでした。

その後、法務省が調査に乗り出し、昭和50年から53年にかけて計8種類もの類似図書が、1冊5千円から5万円程度で販売され、これらの図書を購入した企業は、判明しただけでも、全国大手企業200社を超えています。

そこで、法務省は事の重大性に鑑み、これらの図書を回収し廃棄処分にしました。さらに、この事件を契機に企業での同和問題の啓発や研修が行われるようになりました。

また、平成元年には、「部落地名総鑑」事件の現代版ともいえるパケット通信差別事件が発生しました。

これは、パソコンやワープロ、アマチュア無線の周波数を使い、対象地域の新旧地名や職業リスト等を電波等により送信したもので、不特定多数の人の目にふれる極めて悪質な差別事件です。

今日のインターネットやパソコンの普及した高度情報化社会では、差別意識や偏見など誤った情報が無数に配信されるなど、新たな差別を生み出す大きな社会問題となっています。

この事件から30年後の平成17年12月に第9番目の「部落地名総鑑」が、そして翌年同18年1月には新たに第10番目の「部落地名総鑑」の存在が明らかにされるなど、この事件の根深さを物語っています。

<ケース⑤ 「戸籍謄本等不正取得事件」>

平成17年4月、興信所の依頼を受けた兵庫県及び大阪府の行政書士会に所属する会員が、「職務上請求書」（統一請求用紙）を使って住民票や戸籍謄本等を不正に取得して興信所に譲渡し、結婚差別や就職の身元調査に悪用する事件が発覚しました。

事件の発端は、平成15年7月にあった結婚差別の相談です。調査によると、男性側が、相手女性の戸籍謄本から同和地区の出身であることを知り、女性側に結婚の拒否を告げたのですが、この戸籍謄本が、「職務上請求書」により開示されていたということです。

兵庫県及び大阪府の行政書士が使用した職務上請求書は1,000枚以上であり、さいたま市を含む北足立郡内では、平成15年1月から平成17年3月までの間、5自治体で計19通の戸籍謄本等が、職務上請求書により交付されたことが判明しました。埼玉県全体では、15自

治体で計45通が交付されていたということです。

平成19年6月及び8月には、埼玉県土地家屋調査士及び三重県の行政書士による戸籍謄本等の不正取得が発覚。平成23年11月には法律事務所の司法書士等が、平成24年9月には群馬県の調査会社（行政書士からの名義を借りて）が職務上請求書の偽造による戸籍謄本や住民票等を大量に不正取得した事件が発覚し、埼玉県内においても不正請求が判明しました。

令和3年8月には、栃木県宇都宮市の行政書士が、職務上請求書を不正使用し、姫路市や大阪市などから戸籍謄本等を不正取得した疑いで兵庫県警に逮捕されるなど、同様の事例が近年も発生している状況です。

戸籍は氏名、出生地、親子関係、婚姻関係などを記載した公文書です。戸籍の記載事項が、差別や偏見の対象となる誤った意識が社会には根強く残っており、こうした問題は、今回の戸籍謄本等不正取得事件以外にも繰り返し発生しています。

なお、総務省、法務省は、職務上請求書によって戸籍謄本等を取得できる8士業（弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士）に対して、「住民票の写し等の統一請求用紙の適正な使用管理について」、「戸籍謄本等の統一請求用紙の適正な使用管理について」の文書を平成17年4月26日に送付しています。

国をはじめ各関係機関においても、不正取得防止に向けた措置が講じられることとなり、総務省は「住民基本台帳法」を平成18年に改正し、だれでも閲覧を請求できる閲覧制度を廃止し、個人情報保護に留意した制度として再構築しました。さらに翌年同19年5月には戸籍法が改正され、戸籍の謄抄本等の交付請求をすることができる場合を制限するとともに、請求者の本人確認、不正に交付を受けた者の罰則の引上げなど、戸籍制度の所要の整備が行われています。

<ケース⑥ 「悪質なビラ撒き事件」>

令和3年1月11日、埼玉県X市内の小学校前の電柱にB4サイズのビラが貼られているのを通行人が発見し警察に通報しました。

ビラには市内在住のAさんの住所と名前が書かれており、「要注意人物／Aさん夫妻は2人とも同和地区出身者、且つ犯罪者だ／日本人としてカウントされていない為に市県民税は免除されている」と記載されていました。

その小学校にはAさんの子どもが通っていました。ビラは近隣の公園や新幹線の橋桁にも貼られていました。1月14日、小学校の正門近くの校庭に6枚のビラが撒かれ、校内をパトロールしていた教員が回収し、Aさん及び市教育委員会、警察に報告しました。その後も、公園や小学校の敷地内にビラが撒かれたり、郵便ポストにビラが投函されるなど、近隣でのビラ撒きが続きました。

2月2日、警察は市内在住の50歳代の男性を名誉棄損罪で逮捕しました。その後の公判で、被告人はAさんが被告人宅の敷地にゴミを投棄したことを恨み、犯行に及んだと述べました。ビラに同和地区出身者と書いた理由は「Aさんの名字は同和地区出身者が多いのでそうだった」と述べました。

Aさんは、今回の誹謗中傷により家族がとても恐怖を感じ、不安な生活を強いられたこと、子どもの友人宅にもビラが撒かれたことでいじめに遭うかもしれないと子どもが情緒不安定になってしまったことなどに強い憤りを感じている、と述べています。また、「同和地区」という言葉で他にも心を痛めている人がいるということを加害者は認識し、差別的な思想を改めてほしいと求めています。

<ケース⑦ 「指定管理施設職員による問題発言」>

平成31年1月、埼玉県Q市で、部落解放運動団体関係者が市の施設を利用しようと連絡した際、施設の指定管理者の職員から「同和さんですね」と言われました。団体は、「同和さん」という発言に差別的な意図が含まれているとして、問題提起を行いました。

これを受けて、Q市の副市長及び教育長、部落解放運動団体、及び当該発言者により、発言に関する確認会が開催されました。確認会では、部落解放運動団体が団体名と氏名を名乗っているのに、「同和さん」と言い換えたこと、そして「同和さん」という言葉が良い意味で使われるものではないことが問題とされ、発言者の同和問題に対する認識や、施設関係者における職員研修の必要性について問われるとともに、市における市民や職員への更なる啓発の必要性が改めて認識されることとなりました。

V 明るい社会の実現のために

「差別はもうない」「知らない人や子どもに、わざわざ同和教育をしなくても……」とか「寝た子を起こすな」という人がいますが、寝た子を起こさないで差別がなくなるのであれば、もうすでに同和問題は解決しているはずです。

しかし、今日も差別事件が後を絶たない現実をどのように考えたらよいのでしょうか。同和問題を知らないという状態は、偏見に侵されやすいものです。誤った知識や偏見を知らず知らずのうちに身に付けていくことを自覚していないためです。したがって、偏見を持たないよう、正しいことを学ぶことが大切です。また、すでに誤ったことを聞いている人には、正しく理解してもらうことが必要です。もし、「寝た子」を起こさないままにしておけば、被差別部落に対する偏見や誤った認識が正されずに伝えられ、繰り返し新しい差別を生み出していくことにな

ります。

私たちがこうした因習・偏見に起因する差別意識に対して、勇気を持って「いや、それはおかしいです」「それはいわれなき差別です」といえる姿勢を身に付けることこそ、部落差別をなくしていく実践行動となります。

そのため、「いつ、だれが、何のために部落地区をつくったのか」を正しく理解し、日常生活のなかで「差別を見抜き、差別を許さない」実践行動に結び付けていく、ということが大切です。差別をなくしていくために、自分にはどんな役割があるのか、自分の立場で何をしたら差別をなくすことにつながるのかを考え、話し合い、たとえ小さなことであっても具体的なことを日常生活の中で実行していきましょう。

VI 同和問題 Q&A

Q1 同和問題（部落差別）とは、どのようなものですか？

A 同じ日本人でありながら、被差別部落（同和地区・対象地域）に生まれ育ったという理由だけで、長い間、経済的、社会的にも低位な状態に置かれ、日本国憲法によって誰にでも保障されているはずの職業を選ぶ自由や、結婚の自由などの基本的人権が、現代社会においても、なお著しく侵害されているという深刻な問題です。

このように、同和地区に生まれ育ったというだけで差別されるという、基本的人権に関わる社会問題を同和問題といいます。

Q2 同和对策の特別措置法が失効しましたが、同和对策は終了したのですか？

A 昭和44年に「同和对策事業特別措置法」が制定され、その後法律の変遷を経て、昭和62年に「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が制定されました。この特別措置法が、二度の法改正による延長を経て、平成14年3月31日に失効したことにより、同和对策は、事業実施の緊要性等に応じて講じられてきた特別対策から一般対策へと移行することになりました。

この33年間、国及び地方公共団体等による各種施策により生活環境などに見られる実態的較差は相当改善されてきました。しかし、特別対策の終了、すなわち一般対策への移行が同和問題の早期解決をめざす取り組みを放棄するものではありません。平成28年12月16日には、「部落差別の解消の推進に関する法律」が制定され、依然として社会に根強く残る差別意識の解消を図り、部落差別のない社会の実現をめざしていくものです。

令和4年7月には、「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例」が施行されました。全て

の県民が、部落差別を解消する必要性について一人ひとりの理解を深めるよう努め、部落差別のない社会を実現することを理念としています。

Q3 同和問題を今さら取り上げなくても、差別は自然と解消されませんか？

A これは、「寝た子を起こすな」という考え方です。部落差別は、いまだ完全に解消してはならず、現実には根強く残っています。

仮に、この問題について知らない人がいたとしても、ずっと知らないままで一生を終える保障はありません。何も知らない人が、間違った考え方に基づく、差別や偏見に満ちた内容で知らされたらどうでしょう。何の抵抗もなく、誤った知識が受け入れられてしまうのではないのでしょうか。これでは、かえって差別を黙認し、助長してしまいます。

偏見を持つことのないよう正しいことを学び、知ることが必要です。また、誤った考えの人には、正しく理解してもらうことが大切です。

このように、一人ひとりが同和問題を正しく理解し、また部落差別の不当性を知り、社会の中に根強く残されている偏見を取り除いていくことが必要です。

Q4 部落差別のない社会にするには？

A 部落差別は人為的につくられたものですから、人々の努力により必ずなくすことができるものです。

私たち一人ひとりが、同和問題を正しく理解し、「差別をしない、させない、許さない」ということを実行し、差別のない明るい社会をつくるように努力しなければなりません。

Q5 えせ同和行為とは？

A えせ同和行為とは、同和問題を口実にして不当な圧力をかけ、何らかの利権を得ようとする悪質な行為です。

この行為は、あたかも差別解消運動であるかのようにみせかけて行われることが多いため、被差別部落の人々や同和問題の解決に真剣に取り組んでいる民間団体に対するイメージを損ね、ひいては同和問題に対する誤った認識を持つ原因にもなっています。

さらに、長年にわたる啓発活動の効果を一挙に覆すもので、このようなえせ同和行為は、同和問題解決を阻害する大きな要因となっており、これを断固排除しなくてはなりません。

えせ同和行為を排除するためには、同和問題を正しく理解し、不当な要求に屈することなく、勇気をもって対処することが大切です。

えせ同和行為への対応の基本的態度（法務省HPから）

- 不当な要求は毅然とした態度で断固拒否しましょう。
- 同和問題への取組等を口実に不当な要求を受けたときは、「今後どうすべきか法務局の処理に委ねたい」と伝え、法務局に連絡しましょう。
- 窓口担当者に対応を任せきりにしてしまうのではなく、組織全体の問題として対応しましょう。
- 具体的な要求を受けたときは警察（全国暴力追放運動推進センター）、弁護士会、法務局へ相談しましょう。

Q6 公正採用選考とはどのようなことですか？

A 日本国憲法第22条第1項で保障されている、職業選択の自由すなわち就職の機会均等とは、誰でも自分の適性や能力に応じて自由に職業を選ぶことができるということです。そのためには採用する側が差別のない採用選考を行う必要があります。

<厚生労働省作成「公正な採用選考をめざして（令和7年度版）」から>

I 採用選考の基本的な考え方

- ①「人を人としてみる」人間尊重の精神、すなわち、応募者の基本的人権を尊重すること
- ②応募者の適性・能力に基づいた基準により行うこと



II 公正な採用選考の基本

- ①応募者に広く門戸を開くこと
- ②本人のもつ適性・能力に基づいた採用基準とすること

III 採用選考時に配慮すべき事項～就職差別につながるおそれがある14事項～

次の①～⑪の事項を、エントリーシート・応募用紙に記載させる・面接時において尋ねる・作文の題材とするなどによって把握することや、⑫～⑭を実施することは、就職差別につながるおそれがあります。

（本人に責任のない事項の把握）

- ①「本籍・出生地」に関すること
- ②「家族」に関すること（職業・続柄・健康・病歴・地位・学歴・収入・資産など）
- ③「住宅状況」に関すること（間取り・部屋数・住宅の種類・近隣の施設など）
- ④「生活環境・家庭環境など」に関すること

（本来自由であるべき事項（思想・信条にかかわること）の把握）

- ⑤「宗教」に関する事
- ⑥「支持政党」に関する事
- ⑦「人生観・生活信条など」に関する事
- ⑧「尊敬する人物」に関する事
- ⑨「思想」に関する事
- ⑩「労働組合（加入状況や活動歴など）」、「学生運動など社会運動」に関する事
- ⑪「購読新聞・雑誌・愛読書など」に関する事

（採用選考の方法）

- ⑫「身元調査など」の実施
- ⑬「本人の適性・能力に関係ない事項を含んだ応募書類」の使用
- ⑭「合理的・客観的に必要性が認められない採用選考時の健康診断」の実施

《身元調査について》

身元調査においては、居住地域等の生活環境等を実地に調べる事、近所や関係者への聞き込みや様々な書類・データを収集することなどによって、本人やその家族に関する情報を広く集めることとなりますが、その中で、意図しなくても、本人の本籍・生活環境や家族の状況・資産などの本人に責任のないことや、思想信条にかかわることなど、本人の適性・能力とは関係のない、差別の原因となるおそれのある事項が把握されることとなります。

また、身元調査によって収集される情報の中には、無責任な風評・予断・偏見が入り込んだ情報が含まれることがあり、それによって採用が左右されるおそれがあります。このことから、結果として身元調査は就職差別につながるおそれがあります。

採用にあたっては、応募者の基本的人権を尊重して、就職差別のない、公正な選考を行うことが一番大切です。出身地、家族の職業及び収入など本人の能力・適性以外の理由で不採用になるようなことはあってはならないことです。

例えば、戸籍謄本等の提出や身元調査を行い、「本人に責任のない事項」を把握して、それを採用基準としてはいけません。また、本籍や家族についてなど「本人に責任のない事項」を応募用紙に記載させないことが重要です。社用紙ではなく、全国高等学校統一応募用紙・JIS規格の様式例に基づいた履歴書などを用いることで、就職差別につながるおそれを回避できます。これらに留意した採用選考を行いましょう。

本市では主に企業を対象とする人権問題研修会を開催し、公正な採用選考を促進しています。

<人権啓発冊子等をご利用ください>

人権尊重意識の普及高揚を図るため、様々な人権啓発冊子を用意しています。また、人権教育・啓発に関するDVD（いじめ、障害、職場でのハラスメント、性的マイノリティ、同和問題等）の貸出しを行っています。各種啓発品等は無償で提供、貸出しいたしますので、ぜひご利用ください。

お問い合わせ

さいたま市 人権政策・男女共同参画課

TEL 048-829-1132 FAX 048-829-1969

